宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書届出書類一覧表
（専任の宅地建物取引士の変更）

注意事項
・この一覧表は、中部地方整備局長宛に届出する場合の標準的な届出書類の一覧です。
・必要な書類は、案件ごとに変わる場合がありますので、一覧表に掲げる書類以外の資料等を提出いただく場合があります。
・ご不明な点は担当者までご相談ください。
連絡先：名古屋市中区三の丸２－５－１　名古屋合同庁舎第２号館
中部地方整備局　建政部　建設産業課　不動産業係
電話：052－687－8523

◎＝必ず必要なもの、〇＝条件により必要となるもの

	書類の名称	就任		退任		氏名等変更		備考
		法人	個人	法人	個人	法人	個人	
1	宅地建物取引業者名簿 登載事項変更届出書 様式第三号の四（第一面）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	宅地建物取引業者名簿 登載事項変更届出書 様式第三号の四（第四面）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	・該当部分のみ記載
2	添付書類（3） 専任の宅地建物取引士設置証明書	◎	◎	◎	◎			・印は届出印と同じもの ・従事する者の人数は専任の宅地建物取引士を含む人数
3	添付書類（6）　略歴書	◎	◎					・就任がなく退任のみの場合は不要。 ・住民票の住所を記載。住民票の住所以外の所に居住している場合は、「居所」としてその居所も併記すること ・職名は専任の宅地建物取引士と記入すること ・職歴は主要なものを全て記載すること ・他法人の役員、従業者等を兼務する場合は全て記入 ・事務所名を記載
4	宅地建物取引士証の写し	◎	◎					・就任がなく退任のみの場合は不要。 ・住所変更がなされている場合は裏面も添付すること
5	専任の宅地建物取引士の専任性を確認する書類 （健康保険証、又は 雇用保険証等の写し）	◎	◎					・就任がなく退任のみの場合は不要。
6	専任の宅地建物取引士の専任性を確認する書類 （居所証明）	〇	〇					・就任がなく退任のみの場合は不要。 ・3の略歴書で「居所」を記載した場合、公共料金の請求書、賃貸借契約書の写しなどを居所確認のため添付すること
7	戸籍謄（抄）本					◎	◎	・発行日から3ヶ月以内のもの
8	変更届に係る委任状	〇	〇	〇	〇	〇	〇	・代理人が届出をする場合